◆第17期第５回立川市図書館協議会会議録◆

日　時	平成23年7月22日（金）　午後2時30分から午後4時30分まで
場　所	立川市中央図書館4階会議室
出席者	加藤会長、斎藤副会長、岡野委員、上田委員、二瓶委員、奥村委員、増田委員
【事務局】	図書館長、管理係長ほか
【傍聴人】	なし

＜副会長＞

定刻になりましたので、ただいまより第17期第5回図書館協議会を開催いたします。本日は、高野委員、常盤委員、高橋委員、荒井委員、そして畔田（くろだ）委員が欠席とうかがっております。定数12名のところ7名の方が出席しておりますので、本日の協議会は成立しております。

それでは、お手元の次第に沿って進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。最初に会長からご挨拶をお願いいたします。

【1】会長挨拶

＜会長＞

みなさんこんにちは。昨日は肌寒く、本日も外が涼しいので、夏風邪などひかないようお互い注意していきたいと思います。

本日の図書館協議会ですが、ひとつは報告事項に指定管理者のことがあります。私は現在、行財政問題審議会のほうに関わりがありまして、指定管理者の導入についての評価がどうあるべきか、評価そのものではなく評価のあり方について、審議しております。それ以外の行政についても『評価のあり方』がいま大きなテーマとなっておりまして、たぶん八月か九月ごろに答申が出てくるんではないかと思いますので、協議会委員の方も、そちらのほうに関心を持っていただけないかと思っております。機会があれば私のほうからご報告させていただきます。

それから、前回は副会長が東日本大震災の被災地に仕事の関係で入られたということがありまして、前回も私のほうでお話しいたしましたけれど、副会長にはその状況をこの場で話をしていただければと思います。本日は映像も持参されまして、（次第の）「その他」のところで30分ほど時間を取って、副会長のほうで報告をしていただきたいと考えております。

協議事項につきましては、皆さんから意見を寄せられており、本日お手元にお配りしてあります。前回、意見を集約したものを事前にお配りすると私のほうから申し上げましたが、なかなかそこまでには至らず、このような形となりました

ことをお詫びいたします。本日は出席者が少ないということもありますので、意見具申につきましては皆さんから出された意見等もう一度お話しいただき、その他の意見があればお出しいただいた上で、次回10月に意見具申を固めるというスケジュールを考えております。10月の意見具申に向けては、副会長や私あるいは事務局のほうで皆さんの意見を参考に取りまとめ、それを協議会の一週間ほど前に皆さんのお手元にお配りをして、10月の定例協議会の中で意見を出して意見具申を確定していきたいと、こんなふうな段取りを考えておりますので、この線でご了承いただければと思っております。

本日は、実質的な協議事項のほうにはあまり突っ込めないと思います。そのぶん、副会長からの報告でカバーしていただく、こんなところで行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

＜副会長＞

ありがとうございました。

【2】報告事項

＜副会長＞

それでは、次第に沿って進めていきたいと思います。まず、6月の議会について館長から報告をお願いいたします。

（1）6月議会報告について

＜館長＞

それでは、平成23年第2回の市議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日程といたしましては、6月6日月曜日から6月23日木曜日までで組まれておりました。定例会の一般質問では25名の方からご質問いただき、教育にからむ部分も多くありましたので、ざっと読みあげます。

まず、中山ひと美議員からは「防災対策を含む危機管理について」ということで小中学校の対応対策について、「小中学校冷房施設導入について」「特別支援教育の充実について」、こういったところの質問が出されました。

二番目の安東太郎議員からは、「東日本大震災を通して」ということで第一小学校の耐震対策についてと給食等の食の安全性について、それから「市施設への国旗・市旗の掲揚について」ということで教育現場での対応について質問が出されました。

三番目に木原宏議員からは、「立川市における防災対応について」として今後の対応・対策についての質問が出されました。

四番目、伊藤大輔議員からは、「学校管理費・国有地借上料について」というこ

とで借上料の経緯と内訳、借上料についての見解、これは学校敷地内が国有地ということで教育に関係しますので読みあげさせていただきました。

六番目、浅川修一議員からは、「東日本大震災、福島第一原発事故について」ということで、放射能汚染について市民の不安にこたえること等について、給食の食材の安全という観点からの質問が出されました。

七番目が中島光男議員。「公共施設の跡地活用について」ということで、旧庁舎の教育センターの内容がどういうものかという質問と、「小中学校の冷房設備について」ということで現在の状況と今後の進め方についての質問が出されました。

八番目の高口靖彦議員からは「学校のプールの整備について」の質問が、九番目の山本みちよ議員からは「防災について」の中で震災後の心のケアと放射能汚染の対応について、それから「子どもたちの『生きる力』をはぐくむために」ということで『伝える力』の向上のために・『消費者教育』について・『命を助ける授業』について、等の質問が出されました。

十二番目の梅田春生議員からは、「市内公園等、学供施設の放射線量について」という質問が出されました。

十三番目の永元須摩子議員からは、「ＮＰＯ法人の運営に問題はなかったのか」ということでＮＰＯ法人への指導についての質問が出されました。

十六番目の太田光久議員からは、「クーラー設置及び放射能測定について」ということでクーラー設置をあきらめず一日も早く快適な環境を、という質問が出されました。

十八番目の上條彰一議員からは、「学校給食についての市長の見解」ということで鉛汚染のある場所への調理場建設について、それから学校給食の本来のあり方、防災時の対応等についての質問が出されました。

二十一番目として岩元喜代子議員からは、「大震災の教訓を生かして」ということで学校防災マニュアルの見直しについて、災害時の保護者への緊急連絡メールの活用について、それから「市民の健康と命を守るために」ということでがん対策・がん教育のためのＤＶＤの活用はされないのか、といった質問が出されました。

二十二番目、稲橋ゆみ子議員からは、「小中学校・保育園の給食の安全な食材確保に向けた市の取り組みについて」ということで、放射能について学校への問い合わせ件数と内容について、その要望への対応、産地の公表はしないのか、お弁当の持参は良いのか、食材の放射線量の検査はおこなわないのか、西日本の食材を使用して欲しい、そういった旨の質問が出されました。

二十四番目の五十嵐けん議員からは、「保育園・学校の園庭・校庭・プールの放射能について」という質問と、「保育園や学校の給食の食材について」という質問が出されました。

最後に大沢豊議員から、「学校での原子力教育」としてエネルギー副読本の活用

状況、原子力ポスター展への参加状況、それから「原子力発電所事故の立川市への影響」ということで子どもたちへの影響、学校の中で測定してはどうかという質問が出されました。

この一般質問に関しましては、25人中15人の方が教育に関する質問を出され、その大半が震災後の影響について、防災、特に小中学校のエアコンの導入についてどうなのかという質問が多くありました。あと放射能ですね。ですので、市の部局で言いますと防災課と環境対策課がほとんど出っぱなしという、そういった議会になりました。

その中で少し、補足としてお話いたします。小中学校のエアコン設置については市長の公約ということもありまして、今年度中に全部の普通教室に入れることを目指し予算取りができておりましたが、この震災の影響で国の補助金の交付が非常に不透明な状況となり、一時はどうしようかという話になりました。その後、これは次のためにもともとやることであり、補助金も全額ではありませんが何とかなりそうだということで、市の一般財源を使って予定通り業者を入札にかけまして、この夏休みに取りかかるところでした。ところが今度は、資材の調達がなかなか難しく、現実には9月の半ばくらいまでかかってしまうんではないかということで、実際のエアコンの使用は来年からかな、というところです。

放射能については、東京都のほうで100地点を選定して検査をおこなうということでしたが、立川については南北1ヶ所ずつ、砂川中央公園と諏訪の森公園の2ヶ所に設置してやることになりました。しかし、先ほどの一般質問でも放射線の調査がそんなことでいいのかという多くの質問がありまして、立川市独自で市内100ヶ所、小中学校全校と保育園・幼稚園、それから公園――これら以外の施設に及ばないのは、園庭や校庭といった土のあるところでないと測定ができないためです。これらはホームページでも数値が公開されております。教育の中でいうと、エアコン設置と放射能の話は大きかったかなと思います。

あと、文教委員会が6月17日に開かれました。その中で、お手元の資料にございますように、図書館について陳情が出されております。陳情第2号ということですが、読み上げさせていただきます。

（陳情を読み上げる）

以上のような陳情が出され、これを受けて文教委員会で陳情の審議がおこなわれました。委員さんから質問も出され、賛否両論の討論がありました。

賛成の委員さんからは、空白地域が解消して欲しいし、当面のあいだの措置についても考慮して欲しいという討論がございました。反対の委員さんからの論調としては、陳情者が『立川の図書館を考える会』の代表であると同時に図書館協議会の

委員である、その点で行くと陳情の三点目にある第16期の答申を出したときに内容について一緒に考えた部分がある、そうすると、それを基にできた『図書館基本計画』の中にあるものについて陳情するのはやり方としていかがなものか、というような展開でした。

採決にて可否を問うたところ委員さんの可否同数となり、議長の賛成で陳情が採択されました。陳情の採択となりましたので、図書館といたしましてはこの陳情の趣旨を十分に理解して、陳情の内容について実現できるよう努力してまいりたいと考えております。

文教委員会のその他の部分についてですが、報告事項として指定管理者の試行導入実施状況について説明をさせていただきました。

その他の所管事項につきましては、中山ひと美議員から学校裏サイトと幼・保・小・中学校の連携について、発達障害の検査の実施という質問が出されました。守重夏樹委員からは、立川市民マラソン（仮称）の創設について、泉市民体育館の改修について、教育環境が壊滅状態にある被災地への支援について、大震災当日に学校としておこなわれた行動と教訓として活かすべきことは何なのか、郷土意識の育成と教員研修について、小学校の英語について、が出されました。上條彰一議員からは、中学校教科用図書についての質問が出されました。堀憲一議員からは、学校における震災対策についてと、立川マラソンについての質問が出されました。稲橋ゆみ子議員からは、小中学校への放射能測定等についての質問が出されました。

この部分については図書館に関する質問はございませんでした。長くなりましたが、以上を6月の議会の報告とさせていただきます。

＜副会長＞

ありがとうございました。一般質問では震災関係、放射能関係、防災関係が多かったようですね。文教委員会のほうでは、陳情第2号の件が大きな話かなというふうに思います。この報告に関しまして質問、またはご意見等はありますでしょうか。

＜Ａ委員＞

陳情の件ですけれども、当日は私も傍聴しました。私も『立川の図書館を考える会』の一員です。採択されましたので、ぜひこの趣旨を理解して実施に向けて努力をお願いしたいと思います。

少々気になったのは、館長のほうからも若干お話がありましたけれども、陳情に反対をされた会派の方々が「内容は問題ないけれども出し方が問題だ」というような意見を出されたことです。陳情権とか請願権というものは憲法で保障されている制度であり、議会でも受け付けて論議しているわけですから、もし問題があるならば受付の時点でチェックされて、それは請願なり陳情に値しませんよ、ということになるはずです。

今回、代表者が図書館協議会の委員だから問題だとか言われましたが、そうい

う決まりはないわけですね。市の行政の内部にいる人間が、陳情を出してはいけないとか請願を出してはいけないとか、そういう制度ではないわけですから、そういうことを言うのは私のほうからすると、逆に問題があるなと感じます。やはり、陳情の中身で論議してもらいたいなと思いました。

もうひとつはその関連で、館長のほうからもそういった出し方の問題を問われて、「（陳情を）出すことについて違和感がある」という発言をされましたが、それについても問題があるのではと思います。行政側は、基本的には公正中立の立場で対応すべきだと思います。出してる人がこういう人だから問題だとか、そういうこと自体言ってはいけないと思うんですよ。内容について事実と違うことがあれば指摘してもいいんですが、そうじゃないわけですね。「陳情者がこういう人だから違和感がある」というのは、言い方としては言いすぎではないかと、館長の答弁を聞いていて思いました。

なぜ、こういう形で出したかと言いますと、ここにも書いてあるとおり図書館行政基本計画が昭和52年に決められて、もう30年経っているわけですよね。それから第10期の答申も、平成10年ですからもう13年以上経っているわけですよ。それで最近では平成21年（の図書館基本計画の策定）と。こういう積み重ねがあって、なおかつまだ実現できていないという状況の中で、「早く作って欲しい」という市民の願いで私たちが出しているわけです。そのあたりはぜひ、出している意味というものを理解していただきたいなと思います。

議会の論議の中でも、当面、5年間は図書館を作る計画はないということを言われました。ですから5年以上先になるわけですけれども、その間、この一番下のところにあるような返却ポストやサービスポイントについて、ぜひできるところからやって欲しいなと思います。以上です。

＜副会長＞

ありがとうございました。

＜Ｂ委員＞

単純な質問なのですが、『空白地域』というのは具体的にどの地区を指しているのでしょうか。

＜館長＞

10期のときの答申でも出ておりますが、簡単にいえば、上砂であるとか、栄地域のあたりです。

＜副会長＞

私も10期のときにはおりましたけれども、ひとつが上砂地域です。

＜Ｂ委員＞

上砂会館にはありますよね？

＜副会長＞

それの向こうです。駅の向こう側は空白地域になっています。ほかは栄町ですね。高松図書館と幸図書館のあいだは完全に空白地域。もうひとつは、南側に行って多摩川図書館と柴崎図書館のあいだ、四小があるくらいです。富士見町のところが空白地域になっており、当時は「そこを是非うまく統合させて解消してください」ということで、高松をやめてもう少し栄町あたりに持ってくる、という案がありました。それから、上砂の駅の近くのところはもう完全に空白地帯で、なおかつ人口が増えている。五日市街道を超えて子どもたちが上砂に来るって、やっぱり大変なんですね。それで、向こう側に作ってください、という答申をいただいたことがあります。

＜館長＞

10期のときには、上砂小学校の南側に図書館を新設するとはっきり言ってあります。それから、高松図書館を栄町と高松町の境部分に移設するということ。それから、小規模図書館を中規模図書館に建て替えるということ。まあ、その中で、砂川図書館の大山団地再生計画地内への移設で、上砂図書館ができたりしている部分ですけれども。あとは、柴崎図書館を四小のほうに移設する形で柴崎図書館と多摩川図書館の部分の再配置をしたらどうかと、そんな答申が出されています。

これについては、私が図書館長になってからも何度か議会で「あれはどうなったんだ」とたびたび言われて、結局のところは市全体の公共施設の保全計画であるとか、公共施設白書を作っている中でちゃんと位置づけをしてください、ということで私のほうからも申し上げておりました。今回出されました公共施設白書自体は、“抜本的にどう見直していくのか”というのではなくて、現状把握の上で課題がこう残っている、その課題の中では今申し上げた上砂地域や栄町のところに空白地域があるという、そういう記述がございます。今後どうしていくかということについては、今後の保全計画を市としてこの五年を含めた中で考えていくんだ、ということを言われました。

それから、先ほどの「違和感がある」という点についてですが、図書館協議会と『考える会』を兼任している方が陳情を出すことは、それが駄目だということではありません。ただ、その後にも申し上げましたけれども、図書館基本計画をのときに出した答申は一緒にやらせていただいた部分ですので、それを作ったところから出されたことに対して私としては違和感を覚えます。それは私の話し合い不足であった、私の責任であるということを申し述べたつもりでいます。言い過ぎだということであればそうなのかも知れませんが、あの中でそういう質問をされるということは私としても想定外でございましたので、そういった意味でなかなかうまく答弁できなかったのは謝りたいと思います。

＜Ｃ委員＞

（文教委員会が）そういう議論になったことは非常に驚きました。前日までは

「問題ない」というような話でしたので、当日になってそういう風になったので、どういう経緯があったのかなと。よく分かりませんが。

当日は私も傍聴いたしまして、館長が「違和感」と答えていらっしゃいましたが、そのあたりは誤解があったのかなと思います。その後でまた館長とお話はしたんですけれども。

協議会の中でいろいろ話をしたり、答申を出す中でいろいろと話をしたのに、こういう陳情を出されたのは違和感があるよ、と館長はおっしゃったと思うんですが、私は逆に考えています。そこでお話をして協議会として答申を出した。『考える会』は私一人でやっている会ではありませんから、市民が構成している『考える会』としても同じように思っている。市が答申を受けて計画を作って、それでなかなか実現しない部分もあると思うので、市民の立場として計画をより推し進めてほしいという応援する気持ちがあって、『会』として出したものです。それを“違和感”とおっしゃられたので私としても違和感がありましたが、お話もしていないのでなかなか伝わらない部分もあったのかと、後になって「事前に話をしておけばよかったな」と反省しました。

それから、別の委員さんがおっしゃったように、「協議会の委員と同じ人の名前で陳情を出すのはおかしい」というのは本当に取るに足らない、つまらないことを指摘したなという風に私は思っています。

協議会の答申は個人が出したわけではありません。協議会の一員として意見は出しましたが、答申は協議会の総意として出しました。そして、『図書館を考える会』も私はたまたま代表をやっていて、いつ交代しても構わない。四十人いるメンバーの意見として今回の陳情を出した、そこでたまたま代表として名前が出ただけの話ですので、そこを突くのはまったく意味がないことだと思っています。それを問題視するのはおかしいと思いますし、何かほかに意図があるのでは、という風にも思ってしまうくらいです。

とにかく、他の委員さんがおっしゃったように、箱モノはしばらく作れない。計画もあと四年ですか、その中では作れないという現実がありますので、私も要旨の中で「空白地域の解消に努めてください」という努力義務にしたのは、「やってください」と言ってもできないだろうということで、あえて「努めてください」という言葉を入れたんですね。無理を言うつもりはなくて、箱モノを作れといっても難しい現実がありますので、だったらせめてブックポストでも、最低でもブックポストは作って欲しい。あとはブックポストよりもう少し利便性の高いサービスポイントというものを、できるものであれば作って欲しい。それだって、努力ですよね。

ですから、できるところからでもひとつずつでもやっていって、市民が図書館や本を利用しやすい環境を整備してください、という本当に素朴な願いです。何

も無理は言っていないなと思って出した陳情ですので、反対があったのは本当にびっくりいたしました。以上です。
＜副会長＞
　ありがとうございました。私の方からは……
　中身としては今までもずっと言ってきた話ですし、空白地帯があってそこの要求というのも、特に砂川地域――人口が増えているところだと思いますので、歩いて行けるところに図書館があるというのはやはり理想的だと思いますし、立川市民のことを考えるとあったほうがいいなと思います。
　この中身について、反対するということがちょっとよく分からないという風に思います。と同時に、『立川の図書館を考える会』の代表をやっていて、なおかつ図書館協議会の委員だから陳情を出してはいけないというのは、他の委員さんもおっしゃいましたけれども、本来いけないという話はないはずですよね。そうすると、私もいろいろな会の代表をしていますから、何もできなくなってしまう状況になって来るだろうとは思います。そういう意味では、いま初めて聞きましたけれども、議会の中での議論の方向性というものも何か変だなというように思いました。
　協議会委員をやっていると、いろいろなしがらみを持ってやっているわけですので、そこの代表として何か動かなければならないという状況は出てきてしまいます。ただ、他の方もおっしゃいましたが、様々な背景は持っていても協議会の中では市民の代表として話をするようになるんだろうというふうに私は思います。
＜会長＞
　ちょっとよろしいでしょうか。
　いまの館長のほうからの報告は、議会での報告、議会でのやり取りですから、それについてここでどうこうという風にはならないでしょうし、ただ、関わった方がいるということで、当日傍聴した結果こういう感想を持ったとか意見を持ったとか、そういうことでとどめておいてはどうかと思うんですね。議会の在り方にまで突っ込んでしまっては、協議会の領域を踏み越えてしまうと思いますのでね。
＜副会長＞
　いま会長がおっしゃったように報告事項ですので……私もいろいろと意見はありますが。あまりここに突っ込んでいってもどうかと思いますので、よろしいでしょうか。

（2）指定管理者試行導入実施状況について
＜副会長＞
　それでは、報告事項（2）の指定管理者試行導入実施状況について館長のほうか

らお願いいたします。
＜館長＞
はい。お手元に、『平成22年度図書館（幸・錦図書館）指定管理者試行導入実施状況』という資料があります。これは文教委員会に出した資料と同一のものですが、議会で報告が終わっておりますので出させていただきます。
簡単にご説明いたします。平成22年6月1日より幸図書館・錦図書館へ指定管理者の試行導入を開始しております。5月末で一年間を経過したわけですけれども、5月ですと年度がずれてしまいますので、23年の3月までの時点の十ヶ月のことになりますが、それについての事業報告書をいただいておりますので、それに基づきまして導入実施状況を報告させていただきます。
従来、休館日でございました第一・第三・第五月曜日と第三木曜日を開館するとともに、開館時間につきましても平日は午後7時まで延長しております。前年と比較いたしまして、開館日数は33日増加しております。貸出冊数と貸出利用者数、新規登録者数も前年比では、幸図書館についてはいずれも約15％の伸びを示しており、錦図書館についても約5％の伸びとなっています。
図書館サービスの向上に向けた指定管理者の提案による新たな事業展開については、自主事業については両館合わせて14回おこなっておりまして、延べ226人の参加がございました。企画展示につきましては両館合わせて65回おこなっております。従来からのおはなし会も回数を増やしながらボランティア団体と共同でおこなっており、館内のレイアウト変更や新たな機器の設置、指定管理者独自のホームページによる周知をしております。
また、利用者の意見を反映するために昨年10月からは『ご意見箱』を館内に設置したほか、この2月には両館においてアンケート調査、利用者満足度調査という形のものと利用者懇談会を実施しております。スタッフのあいさつや声かけ等の接遇が良くなったという話ですとか、開館日が増え開館時間が延長して良かった等の高い評価をいただいております。このような第三者の意見を踏まえて、さらなる市民サービスの向上に努めていきたいと考えております。
本日配布した資料、実際はもう少し長い報告になります。コンパクトにまとめた報告と、巻末には利用者満足度調査の集計結果の概要版を載せておりますので、ご参照いただければと思います。以上です。
＜副会長＞
ありがとうございました。指定管理者試行導入実施状況について、何か質問あるいはご意見ございませんでしょうか。
＜Ｃ委員＞
私は議会の資料としても頂いておりますけれども、ここに載っていない部分といいますか、「ここは期待していたができていなかった」というような部分はある

のでしょうか。これを見ると、どれも「良かった」と書いてありますが。
　例えば1ページ目の表（貸出冊数、利用者数等）ですが、開館時間と開館日数が増えた分、昨年度と単純に比較するっていうのは正確に行かないと思うんですよ。導入以前ですと、開館日が少ないですし開館時間も少ないですよね。単に数字だけ出したら、開館日も開館時間も増えているわけですから増えるのが当然であろうと思います。正確に比較するのであればもっと詳しい分析が必要だと思いますが、そのあたりはされているのでしょうか。されているとしたら、「開館時間は延ばしたけれど利用が意外と増えていない」とか「利用はあるが全体としての利用者は特に増えていない。今までの利用が分散しているだけだ」とか、そういった反省というか総括というか、そういったものは別にあるのでしょうか。
　ここには「十分な成果を挙げた」としか書いてないようですが――成果はかなり挙がっているんだとは思いますが、それでも、そうでない部分があるのが普通だと思うんですよ。そういったところが全然見えてこないので、その部分もきちんと示したようなものを私たちに見せて欲しい、そのように思います。
＜副会長＞
　ありがとうございます。他にございますでしょうか。
＜Ａ委員＞
　アンケートのところ、8ページのところなんですけれども、「所蔵している本・雑誌・CDの数、内容、分野構成」についての設問で「ふつう」が一番多く、「やや不満」が次に多いという形になっています。この「やや不満」が幸で35%、錦で23%と結構多いんですが、本の購入について年間で何冊くらいとか、その中身として0門から9門までの分野別で言うと、どういう本を購入しているのかが分かれば教えていただきたいと思います。また、この「やや不満」という人たちの意見の中身が書いてあれば教えていただきたいと思います。
＜館長＞
　今、でしょうか。
＜Ａ委員＞
　予算（の数値）でも結構です。
＜館長＞
　予算は本日持っておりません。戻れば分かりますが……
＜Ｃ委員＞
　すみません。先ほどの私の発言も質問だったんですが。いま答えられる範囲で結構です。
＜館長＞
　はい。分析は当然必要だと思っておりますし、今それについての評価を、モニタリングをしているところです。実際にどの点ができた・できないを含めモニタ

リングをしておりまして、図書館の中にモニタリングの実施委員会みたいなものを作っています。そこで詳細な評価をして、実際の本評価は行政経営課というところで指定管理者の一括した評価をしておりますので、そこへ参考資料としてすでに提出をしております。そこでどのような評価がされるかについては、ある程度議会の方で公表されます。どこまで公表されるかは分かりませんが、そういった部分をやっておりますので、うちの方もどこまで出していいのか調整しているところですが、そういった評価はやっておりますので、出せる部分は出していきたいと思います。

それと、本の購入に関するご質問につきましては、本日資料が手元にありませんので、次回までに簡単な表にして出せさせていただければと思います。それと、指定管理になってから十ヶ月で（蔵書構成を）大幅に入れ替えることができるかというと、なかなかできる話ではないということです。新たに買うものをどのくらい特徴的にやったかということはできますが、元々の蔵書数であるとか、今まであるものを全部なくして入れ替えるということは到底できる話ではないですから、これは指定管理はもちろんですけれども、我々がもともとやってきたこと、蔵書数とか蔵書構成といったようなことにも問題があったという点では、全体としての反省点だろう、課題だろうという風に捉えております。そこのところを含め、次回お示しをさせていただければと思っております。

＜副会長＞

ありがとうございます。他にございますか。

＜Ｂ委員＞

結果概要のところで、週1回以上来られている方は8割の方がサービスが「向上した」と思っていて、ほぼ毎日来ている方は「向上した」と思う割合がほぼ100％で、来館頻度が少なくなるにつれて「変わらない」の割合が増えています。

評価のところにもあるとは思いますが、蔵書の問題は別にしても、サービスが向上したということと、時間延長や開館日の拡大に6割以上の人が良かったという評価をしているのは、素晴らしいことだと思いますのでぜひ続けていただきたいところです。私はまだ実際に見に行ったことがありませんので、一度見に行かせていただきたいと思います。

＜副会長＞

私のところでは、これってやっぱり変な比較だなと思うんですよね。片方が7時までやっていて、片方は5時までやっている。来ている人は「長くやっていればいい」ということに結果としてはなるので、比較にならない。なぜ両方を同じ時間でやらないんだ、という風に思いますね。単純な比較には、たぶんならないんですよね。

＜Ｂ委員＞

これは2館でやっているんでしょう。幸と錦の。
＜副会長＞
幸と錦だけが7時までやっているんですよ。
＜Ｂ委員＞
それで、その中での比較ということですよね。
＜副会長＞
その中での比較ですが、当然そこに来ている人は「今までよりも良くなった」と言いますよね。だから他との比較、指定管理と直営の比較をしなきゃならないんですが、両方が同じ条件じゃないのでやったときにどう比較するの、ということですね。
＜Ｂ委員＞
これはその通り、単純に見ればいいんじゃないでしょうか。
＜副会長＞
いやいや、そう単純ではないですよ。指定管理がいいのか、直営がいいのかというのをいま試行でやっているわけですから。
＜Ｂ委員＞
ですから、そのやってる2館がですね……
＜副会長＞
もしかしたら、直営が7時まで延ばしてやっていたら「直営の方がいい」という話になってくるかも知れませんでしょう。条件が違うんですから。
＜Ｂ委員＞
そしたら（直営も）延ばせばいいんじゃないでしょうか。
＜副会長＞
ええ。ですから私はそう申し上げているんです。そういう風に比較しないと……
＜Ｂ委員＞
まあ、それはいろいろ難しい見方があるのかも知れませんが、すごく安心したなという感じがするんですよね。この……
＜副会長＞
いや、これで安心なんかできないですよ。これで決められたら、市民はたぶん黙らないと思いますよ。比較のレベルが違うんですから。
＜会長＞
比較には、並列の比較と時系列の比較があるわけですよ。指定管理を導入する前と導入した後、これをやっぱり比較しないと。利用者の中では、指定管理以前から引き続き利用している方が多いんではないかと思うんですね。ですから、そういうところをしっかり分析する必要があると思うんですね。

それからもうひとつ、このアンケートは『今あるサービス』についてのアンケートなんですね。例えば、私もこのあいだ図書館に9時半ごろに行きたいなと思ったんですが、9時半だと開いてないんですね。今は開館時間の延長と言っても終わりの時間を7時だとか8時だとかやっていますが、あるいは9時だとか9時半からのというニーズはないのか、ということを自分の問題として考えたんですよ。例えば日曜日だとか休日だとか、そういう時ならどうなのか、とかね。このアンケート自体が『現状でどうなのか』ということが中心になっていますので、もう少し多角的な視点が必要かなと思います。

＜副会長＞

そうですね。利用者としても問題があるし、冷静にみると、これだけできちんと「良くなったかどうか」を比較することはできないんじゃないか、という風に思います。条件が違いますので。

＜Ａ委員＞

行財政のほう（行財政問題審議会）では、そういうところを見ているんでしょうか。

＜会長＞

あちらは、もっと大きく評価の仕方、いまの評価の仕方で良いのかどうかを見ています。ですから、いま言ったようなところも付け加えるとかですね。

＜副会長＞

これは、今の公務員の問題に大きく関わっていて、このままで行くと「公務員なんて必要ない」というようなことになってしまう。きちっとレベルは揃えた形で検証するというか……それ以外の部分もいろいろあると思うんですよね。質的な部分の充実はどちらが良いのかとか、守秘義務の問題ですとか。

それから、もっと突っ込んで行くと、これ労働条件が相当違いますよね。指定管理者と公務員の労働条件。別に、公務員の労働条件が良いと言っているわけではありませんが、そのアンバランスというようなものも、きちっと行政としては見て行かないと、安上がり行政の典型になってしまうような気もします。

＜Ａ委員＞

すいません。追加で質問です。3ページの自主事業、ここに「これまではイベントが少なかった」とあります。“これまで”というのは直営館のときを指していると思いますが、これまではどのくらいイベントをやっていたのでしょうか。また、自主事業の予算はどのくらいついているのか、それについてお願いします。

＜館長＞

はい。先にいただいているほうからお答えします。アンケートですとか比較の仕方というのが不十分だ、というのはよく分かりました。

イベント数については、直営のときはほとんどやっていなかったということで

す。それから、自主事業自体への予算については市からは出していません。
＜Ａ委員＞
　出していない？
＜館長＞
　はい。市では、人件費ですとか消耗品といった部分はありますけれども、自主事業用の予算というのは計上しておりません。
＜Ａ委員＞
　ではこれは、業者が持ち出しという……？
＜館長＞
　そうですね。もしくは、講師料がかからないような形を考えている、と。
＜Ｃ委員＞
　すいません。同じく自主事業についてなんですけれども、この内容、例えば『悪質商法の被害に遭わないために』というのがありますが、図書館では普通あまりやらない内容だと思うんですね。こういうのはアイムでやったりするもので、図書館でやってはいけないということではないんですが、少々違和感があります。『定年後の生活設計』というのも。この自主事業というのは「やればいい」というもので、「内容についてはなんでもいいから、とにかくやれば評価する」という形でやっているのでしょうか。
　それから、予算ゼロというふうにおっしゃいましたが、いまは指定管理者が入ったばかりで本当に一生懸命やっていて、この三年間は一生懸命やるけれども、その後は減るという可能性もないとはいえないですよね。持ち出しでしたら。そういうのが少し怖いな、と思いますので、そのあたりはどう考えているのでしょうか。その二点が質問です。
＜館長＞
　まず、一点目の『悪質商法の被害に遭わないために』というのがふさわしいかどうかという点ですが、内容については毎月1回必ず指定管理者と図書館とで定例の打ち合わせ会をやっていますので、そのときに報告をいただいていますし、事前協議をしています。「ただやればいい」という、そういう指示は当然しておりません。ただ、幸の図書館にいけばそこの利用者の方の特徴というのがあるわけですね。高齢者の方が多いとか、錦に行くと児童が多いとか。そういった部分に合わせてやっていきたい、という意気込みだと思います。そういったものの表れからこれを選択した、ということになりますから。
　「図書館としてふさわしいものは何か」ということを考えると事業自体がかなり限定されてくる部分がありますので、そこはもう少し幅広く考えていいのかな、と思いますし、そのぶん何をするかについては、当然公共施設でやるわけですから営利を目的としたのはできませんし、誘導することもできない。そういった部

分については、広報に載せることも含めて毎月1回の定例協議会で中身を揉んでいますので、やらせっぱなしとか、そのまま見過ごしているということはございません。

それから、三年後に（自主事業が）減るというお話ですが、それは減らさないように、そういった部分を十分チェックして指導していくしかないだろうと思っております。また、これが三年後どうなるかは分かりませんけれども、試行導入の部分をどうしていくかという時には、当然そういった部分を盛り込むだとか、そういったことの可否を含めて判断をしていくといったことができるんだというふうに思っております。

＜副会長＞

私の意見なんですけれども、ここに出ている中身について、私はまったく違和感がありません。こういうところにきちっと図書館もからんでいって、企画展示だってきちんとやるべきだという風には思っていますし、いろんな切り口があっていい。そういうものを図書館は提供していくべきだ、という風に思いますので、ここに書いてある中身について違和感はない。

それより問題なのは、これは天に唾をすることにもなるんですが、やはり「指定管理者になってこれだけのことがやれている」という評価ですよね。いままで全然やっていなかったことをやっている。それに対して、今もやっていない、他がやっていないのであれば、これはもっと重大な問題だと。だったら指定管理者がよっぽどいい、という話になりますよね。そういうふうに私は思います。

これは確実に天に唾をしていることになりますが。

＜Ｃ委員＞

いまのお話ですが、指定管理者がこれほど今までやっていないことをやっていて、しかもお金がかかっていない部分がありますね。私も広報で見て、「あ、図書館頑張っているな」とか「これ講師代かかってないの？」というのがあるのは分かっています。そういうのは直営館でも、やろうと思えばいつでもできる。まあ、実際は良く分かりませんし、少し言いすぎかも知れませんが。

＜副会長＞

いや、お金をかけなくてもできますよ。

＜Ｃ委員＞

お金の部分は無くても、できる部分はあるので、「じゃあやろうか」とか、そういうふうな動きというのはいかがなんでしょうか。

＜館長＞

やっていかなければいけない、とは思っています。そのあたりは、きちんと話をしていかなればならないと思っています。

＜Ｃ委員＞

ぜひ頑張って欲しいです。
＜指定管理者等担当主査＞
すみません、よろしいでしょうか。
後になって申し訳ないんですが、先ほど副会長のほうからアンケートの開館時間と開館日についてご意見がありました。うちのほうでアンケート用紙をお配りしてなくて申し訳ないんですが、聞き方としては「いままでと比較して」という形ではなくて、「開館時間・開館日について今の設定はどうですか」というような形になっています。ただ、実際に受け取る側のほうでは今までの開館時間をイメージしてしまいますので、それとの比較になってしまうとは思いますが、一応聞き方としては「今の、10時から7時という設定はどうでしょうか」という聞き方をさせていただいておりますので、補足させていただきます。
＜副会長＞
ただ、結果を見るとリピーターの方が多いわけですよね。そうなると、他の館との比較というのを確実にしながら「良くなった」という話になりますし、利用自体の増加についても時間が延びればその分絶対伸びる、というようなことになりますよね。ですからそういう意味では、比較するのであれば直営館のほうもきちっと7時まで開館をして比較検討していかないと、公平というか、きちっとした比較にはならない。
聞き方としてはそうなのかも知れませんが、市民の意識としてはバイアスがかかっているように私は思います。
＜指定管理者等担当主査＞
あともう一点。自主事業の件ですけれども、うちのほうでもこれを実施する際に「少し違和感ありますね」という話はしたんですが、これも副会長が先ほど言われたように、いろんな意味での情報発信をしていくのが図書館としての義務だろうという位置づけでやっていきましょう、という整理をさせてもらっています。
＜副会長＞
そうですね。当然だと思います。オーソライズされないでやる、なんてことはたぶんあり得ないですし、やったら「指定管理者なにやってんの」っていう話になってしまう。それは指定管理者としても、館長なりと協議をしながら「こういうのをやります」ということでオーソライズされた上でやっているわけですから、それは良いと思いますし、ここに掲げられているのを図書館がやってはいけないというような話の中身を、私は見る限りはない。
＜Ｃ委員＞
私も、いけないとは思わないんですが、何でもありの中からこれをチョイスしたの、と少し思ったものですから。別にダメと言っているわけではないんですけど、これについての議論がよその市であったのを目にした覚えがありましたので。

ですから、そぐわないものは何もないんですよ。ないんですが、ない中から選んでこれなのか、という。
＜副会長＞
　それはあるかも知れませんが、それは市民の批判を受けるということになるわけですね。そうするしか無いんだとは思います。
＜Ｄ委員＞
　Ａの地域ではこういうものが重要だ、Ｂの地域ではこういうものが重要だ、その重要なものをとってこういう講演会や何かを開いたりする、それは大変良いことだと思うんですね。
＜Ｃ委員＞
　本来なら、立川市全体で考えなければならないと思うんですよ。図書館だけでしくみがあるわけではなく、昔であれば公民館なんかがあって、他にもいろいろ部署はあるわけですから。そういう中で「うちはこういうのをやろうか」といったように整合性を取りながらやっていくのが一番良いのかな、と思うんですよね。「ここの地域はこういうニーズがあって」っていうような。
＜副会長＞
　いや、でも私はそうではないと思いますね。やはり、その地域のことを一番よく分かっているのはその地域の図書館なので、いまおっしゃられたように、その地域に合った企画展示とか講座というものをどんどん追求していくべきだと、私は思います。それを、市としてオーソライズされていないかというと、されてですよ。今度は西砂で飛行機のこととか砂川闘争のことをやります、というようなことを決めて、それを館長のほうに上げて、回議の中でＯＫが出ればやっていく、というしくみができていれば、地域に根差したいろんな展示をやるべきだ、というふうに思います。
＜Ｃ委員＞
　今まで、図書館がそういうところだというふうには思っていませんでした。地域のことが一番よく分かるのは図書館だとおっしゃって、その地域のニーズに即したものをやればいいという風におっしゃって、その通りだなと思いましたが、いままで立川の図書館ではそういうことをあまりやっていなかった。今までどれくらいイベントをやって来ましたか、ということに対して「やっていなかった」ということで。つまり、地域のことを一番よく知っている図書館であるのに、三十年経って、指定管理が入る前は一切というか、特に地区館ではそんなにイベントはやっていなかった。
＜副会長＞
　いやいや、地区館でもやっていましたよ。中央でもやっていましたし。
＜Ｃ委員＞

そうですか。まあ一切というのは言い過ぎですけれども、あんまりやっていなかったのに、いま一番地域のことがよく分かるとおっしゃった図書館が、なんで今までそれほどやっていなかったのかと逆に疑問に思いました。また、一方では地域のニーズに沿った講座はいっぱいできる、にも関わらず現にある直営ではちっともやっていないように見える。そこはやはり、クローズアップしてしまいますね。

＜副会長＞

これは、増えたことによってクローズアップしてしまったという話ですからね。そういう意味でも、やはりこれでは指定管理者には勝てないですよね、という話にもなって来る。

＜館長＞

少しだけいいですか。

地区館は今まで何にもやっていないということではないんです。ですが、イベント的なものはやってこなかった、これは事実だと思います。これはいま、副会長が言われたように、西砂では飛行場の特設コーナーを作ったりですとか。

22年度からは、前もお話しましたけれど、指定管理を入れたことによって経費がある程度削減できた、その部分は財政がそのまま持っていくという話でしたが、そうではない。ある程度、図書館としても身を切るような思いで指定管理を入れたという部分があるわけですから、その部分はぜひ図書費に還元してくださいということで七割がた、予算を増額させていただきました。それをどう分配したかというと、指定管理館だけではなくて、中央地区館含めて館としての特色ある事業、事業というか蔵書構成ですね、こういう本を買ってこういうコーナーを作りたいんだという特色ある事業を全部提出してもらって、それをみんなで見ながら、じゃあここはこのくらいつけましょうという形でつけていきました。

それが例えば中央では、シルバー情報コーナーであるとか子育て応援コーナーであるとか、そういったものに結実しているわけです。逆に言うと、指定管理の問題だけでいえば、それによって刺激されたこと、当然職員としては刺激を受けているわけですから、それをどうして行くかということを職員は考えている。いずれにせよ、良い形になるよう進めていかなければならないわけですから、そこはできている、できて来ているという風に考えております。

＜Ｃ委員＞

でしたら、私たちは表面的なもの、見えるところに目が向きがちなんですが、直営館で自主事業以外の部分の「こういうものをやっているんですよ」というものを見えるようにしていただかないと。市民としては見えるところしか分かりませんので。

＜副会長＞

この中では、指定管理者がやっている中身しか見えないので、もしかしたら他でもいろいろなことをやっているのかも知れない。比較にならない、と。
＜Ｃ委員＞
やはり、私たちに見えるように出していただかないと、「あ、これすごいじゃない。直営ではやっていないの？」という風になってしまいますので、そうじゃないんですよって。別に自主事業の部分だけが目立つけど、そうじゃない部分でもこんなに充実させているんですよ、というところを見せていただければ、他も頑張っているんだなっていうのが分かると思います。そこをぜひ、よろしくお願いします。
＜Ａ委員＞
実際、講座とか講演会とか、直営館にはそういう予算はついていないんですか？
＜館長＞
無いですね。
＜Ａ委員＞
ゼロ？
＜館長＞
まあ、中央館のほうではある程度、読書ウィーク等の独自のイベントをやっておりますので、その講演料ですとか、ハンディキャップのところでの講演会ですとか、そういうのはありますけれども、各館の中でそういった講演会ですとかイベント用の予算というのは、要求したとしてもどうかは分かりませんけれども、そういう部分を含めて、ないです。
＜Ａ委員＞
さっき皆さんがおっしゃったように、新聞にも『お泊まり保育の人形』等といって大々的に……あれだけ出されるということは評価されているということで、市民の人たちはこれが直営館なのか指定管理者なのか分からない人が圧倒的に多いと思いますけれども、私なんかが見ればずいぶんとやる気、意欲みたいなものを感じますね。

（しばし沈黙）

＜副会長＞
あまりこれだけに時間を取っても、と思います。すみません。よろしいでしょうかね。それでは、報告事項（3）の全国図書館大会多摩大会について館長のほうからお願いいたします。

（3）全国図書館大会多摩大会について

＜館長＞

あんまり時間がないみたいですので。

お手元に、『第97回全国図書館大会　多摩大会』という案内を入れさせていただきました。もうひとつ、それと一緒に分科会の一覧も出させていただきました。これはもう何度かお話しさせていただいてますけれども、平成23年に日本図書館協会が全国図書館大会を多摩地区でおこなうということで、何十年ぶりなんですか、もうだいぶ経つようですけれども、調布のグリーンホールでの開会式を皮切りに、10月13日と14日の二日間で行われます。

特に、一覧表の中で見ていただきますと第13分科会の児童・青少年サービスについては、立川市の女性総合センターホールで分科会がおこなわれます。ぜひとも、という形でこれをお配りさせていただきましたが、これは参加費が6,000円かかります。片方だけだと3,000円で済むんですが、二日間共通ということで行くと6,000円を払わなければならないという部分がございます。残念ながら、市としては協議会の皆さんにご支援ができず、行っていただくとなれば自費で行っていただくより他ないんですが、こういった大会がございます。実際の申込みはこれ（チラシ）でもできますが、日本図書館協会としてはホームページのほうから是非やってくれということですので、日本図書館協会から来たものをそのままお配りしましたけれども、これは参考としていただいて、ぜひとも立川でも（分科会が）ございますし、多摩地区に近い所で図書館大会が開かれるというところで貴重な部分がございますので――参加費を払うという部分で言いづらいところはありますが、ぜひとも見ていただければと思います。

＜副会長＞

ありがとうございました。10月の13日・14日です。立川のアイムのホールが使われるというのは、児童サービス・YAサービスにも評価を得たというようなこともあるんだろうと思います。分科会だけだと3,000円ですので、多くの方に参加していただいて、盛況な大会にはしたいというふうに思っております。

新しい図書館の姿、市民の図書館を目指してきて、去年でちょうど50年経っています。そのあたりも含めて、市民の図書館の会が中心になって市民の図書館50年というような分科会などもできております。私のほうは資料保存の分科会で、府中なんですけれども、震災・災害と資料保存という分科会をやったりしますので、ぜひお越しいただければと思います。

何かこれについてございますか。よろしいでしょうか。

【3】報告事項

＜副会長＞

それでは続きまして協議事項となりますが、協議事項（1）の「立川市図書館における映像資料の見直しについて」に入らせていただきたいと思います。

これに関しては先ほども言いましたが、私、前回これがありながら東北地域のほうに行ってしまって大変申し訳なかったと思っております。何か投げっぱなしという状況で申し訳なかったというふうに思っております。それと同時に、それを受けてご意見をいただいているというようなことなんですが、そこまでの見直しというものが私のところでもできておりません。先ほど会長のほうからお話がありましたように、いろんな意見が出てきておりますので、それをここでちょっとご説明いただきながら、10月の協議会のほうで答申の素案というのを皆さんにご提示をしたいというふうに思っております。

私の書いた中身について、簡単にご説明します。『はじめに』のところは、できるだけ図書館の望ましい基準ですとか、国会図書館の状況で言われている中身をもとに書きました。それから、2ページ目の『立川市における視聴覚資料サービスの考え方』というのは、これまでにあったものを出しております。それから４のところ、『公立図書館が行う映像資料サービスの意義』ということでは、今までの視聴覚資料サービスの中身をピックアップしながら、私のほうでこんな意義があるんだろうというようなことで、まとめたものでございます。

それから５番目ですが『立川市図書館における映像資料提供サービスの対応案』ということで“案”を出させていただきました。それぞれに問題がある、というふうには思いますが、ひとつにはAV資料の媒体変換というのがありますが、著作権の問題が絡んで来ている。あるいは、DVDをこれから買っていくということになると財政、お金をつけていくという大きな問題があります。これには、媒体が変わってしまう、新DVD資料なんていうのも出て来ていますので、そこの部分の問題があるということです。

それから、映像資料サービスから撤退というようなこともひとつの道としてはあるんですが、これは私のほうで、その前にですね、皆さんのところからご意見をいただいたり、というようなところでは、完全になくしてしまうというような状況はたぶん無かったというふうに思っておりますし、映像資料から撤退をしてしまうというようなことでは市民の納得が得られない、そういう声も出てくるだろうというようなことで、映像資料の意義ということも含めて継続的に捉えていくのがいいんじゃないか、というような対応案を出しております。

もうひとつ四番目ですが、これは視聴覚サービスの主管替えということで、視聴覚ライブラリーがありますのでそこに統合するということですね。こちらに移してしまう。これは前から私が思っていた案なんですけれども、高松なら高松な

どに移して映像資料とサービスを視聴覚ライブラリーでやる、というようなことも考えられるのではないか、というような案も出しております。

もう一点は、(5) のところですが、やはり今の問題点というのが媒体ですね。LDとかDVDとかビデオとか、そういうようなのがひとつのメディアに左右されてしまうというのが映像資料の難点だ、というようなことを言うとですね、配信サービスというのがいま考えられて来ておりますので、そういう意味では配信サービスを使いながら、図書館が必要とする資料ですね、利用者の方に提供していく方法というのを模索していく、というのがあるのではないか。これは全国的にも、それほど進んでいる話ではないので、立川がやるというのはひとつのモデル事業ということで全国に波及する話でもあるのではないかと思って書いております。

六番目の「意見具申の視点」ということで、これも前回、前々回ですか、私のほうで皆さんにおはかりしたものを具現化したものになっております。ここの中で、映像資料をやめてしまうという方向性というのは、基本的にコンセンサスが得られないだろう、というようなことで言えば、ここでの答申というのは最良の判断を図書館側にしてください、というようなことですね。提言をしていくというようなことになるんだろう、と。判断は図書館がする、というようなことにするのが、協議会としては一番いい中身になるのかなというようなことで、五点を書いているということでございます。

ご意見をいただいていたりするんですが、どうでしょう。会長の方からでよろしいですか。時間がもうギリギリ状態ですね。どうしましょうか、あるいはこれを……

＜会長＞

今日は出席者がちょっと少ないですね。今日出してもらっている部分も含めて、副会長と館長の方に補佐していただいて、具申案をまとめてみて、次回の協議会の事前にですね、皆さんにお配りすると。そして、今日まとめていただいて次回の協議会の中で取りまとめをして内容を確定していく、と。こんなふうな手順で、ちょっと時間ギリギリで、出席者も少ないということですので、そんなふうにさせてもらってはどうかな、と思いますけれども。

＜副会長＞

これだけは言っておきたい、というものはございますか。

……それでは、答申のスタイルも含めて会長と、皆さんの意見を踏まえながら中身を詰めてみたいと思います。それができたら、皆さんのところにお送りして10月の協議会の中では案を示す、というような形にしたいと思いますが。よろしゅうございますか。

＜委員数名＞

はい。

＜副会長＞
　それで、その次ですね。私の方からでよろしいでしょうか。
＜館長＞
　副会長すみません。30分近くかかってしまうので、先に10月の協議会の日程だけ決めていただけますか。お時間ない方もいらっしゃるかも知れませんので。よろしいですか。
＜副会長＞
　お願いします。
＜館長＞
　実はですね、9月4日に市長選がある関係でですね、10月の半ばくらいまで議会がずれているものですから、勝手を言って申し訳ないんですが、会場の都合もありますので、ピンポイントで指定させていただきたいと思います。10月の28日の金曜日でお願いできないかと思っております。今日は欠席されている方も多いんですけれども、そこも何とかご理解をいただいて、だいぶ先の話にはなりますから調整していただいて、10月28日金曜日の14時30分からということでお願いしたいと思っております。場所は……
＜管理係長＞
　5階になりますね。また通知をお送りいたしますけれども。
＜館長＞
　そうですね。この場所もちょっといろいろイベントが入っているものですから。10月はいろいろ忙しくて、読書ウィークも始まったりしますので、ちょっと場所は変わりますけれども5階の会議室でやります。また通知させていただきます。
＜副会長＞
　それでは、10月28日の、今日と同じ14時30分ということでお願いしたいと思います。

【4】その他
　副会長から、日本図書館協会での被災地派遣の報告あり（省略）